

# 衆議院環境委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月20日（火）、第6回の委員会が開かれました。

## 1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

・小泉環境大臣、笹川環境副大臣、佐藤経済産業大臣政務官、宮崎環境大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に質疑を行いました。

（参考人）東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長 文挾誠一君

（質疑者）土屋品子君（自民）、横光克彦君（立民）、堀越啓仁君（立民）、川内博史君（立民）、  
江田康幸君（公明）、田村貴昭君（共産）、森夏枝君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 土屋品子君（自民）

- (1) 気候変動問題も重要な議題となった今回の日米首脳会談に対する小泉環境大臣の受止め
- (2) 2050年カーボンニュートラル関係
  - ア 本改正案において関係者の連携を規定するに当たり「国民」を先頭に置いた趣旨
  - イ 国民一人一人の環境に対する関心を高め生活様式の転換に必要な行動変容を促すための環境省の具体的な取組
  - ウ 全国の小学校で環境教育を行う意義についての小泉環境大臣の所見
  - エ ゼロカーボンシティの実現に向けた環境省の対応
  - オ 地域における再生可能エネルギー導入に当たっての農業振興等の他の分野との調整及び環境保全への配慮の必要性を踏まえた国としての対応の方向性
  - カ 再生可能エネルギーの推進と両立できるソーラーシェアリングへの今後の支援の方向性
  - キ 2050年カーボンニュートラルに向け自治体の状況に応じた支援の必要性

### 横光克彦君（立民）

- (1) 気候変動対策について話し合う国際会議を前にした気候変動担当大臣としての決意
- (2) 本改正案関係
  - ア 地球温暖化対策の定義において「排出の抑制」から「排出の量の削減」に改めた意図
  - イ カーボンバジェットという考え方に対する見解及びこの考えの下での排出の削減の在り方
  - ウ 基本法を制定し基本理念としてカーボンバジェットの考え方を位置付ける必要性
  - エ 自治体の脱炭素化に向けた国の財源の手当ての内容
  - オ 地域脱炭素化促進事業の計画認定制度における都道府県と市町村の具体的役割分担
  - カ 国・地方脱炭素実現会議で検討している脱炭素先行地域の選定方針
  - キ 市民が参加する脱炭素社会づくりに対する宮崎環境大臣政務官の見解
- (3) 新たな電源構成関係
  - ア 第六次エネルギー基本計画の決定時期
  - イ G7サミットまでに電源構成を示す可能性
  - ウ G7サミットにおいて石炭火力依存からの脱却を示さない唯一の国となることへの懸念
  - エ 2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえて石炭火力発電の割合を半減する必要性
  - オ 原子力発電及び石炭火力発電の割合を大幅に引き下げる必要性に対する佐藤経済産業大臣政務官の見解

### 堀越啓仁君（立民）

- (1) 絶滅のおそれのある野生生物の生息域、生物多様性の保全上重要な里地里山及び吸収源としての森林等については促進区域に含めることは望ましくない旨を示す必要性
- (2) FITの認定において示されている環境保全に関し推奨される事項の実施の有無や実施内容を確認する手続の有無及び実効性を担保する仕組みの必要性
- (3) 林地開発許可制度における環境保全に係る要件に関する審査実態の把握状況及び審査の実施状況を調査し把握する必要性
- (4) 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」関係
  - ア いぶきによる観測の重要性についての笹川環境副大臣の認識及び温室効果ガス観測体制の今後の方針
  - イ いぶき1号機の運用終了時期及び同機を宇宙ごみとしないための対策
- (5) 脱炭素社会の実現に向けた人々の意識改革と行動変容のための具体策

### 川内博史君（立民）

- (1) 本改正案関係
  - ア 基本理念における「2050年までの脱炭素社会の実現を旨として」の「旨」の意味
  - イ 地域脱炭素化促進事業を促進すべきではない区域を守るための措置
  - ウ 促進区域に含めることが適当ではない地域として想定される区域
  - エ 再生可能エネルギー事業の経営に自治体が参画し自治体にフィードバックされる枠組みの必要性についての小泉環境大臣の見解
- (2) 東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案関係
  - ア 本事案が原子炉等規制法に違反しているか否かについての更田原子力規制委員会委員長（以下「更田委員長」という。）の見解
  - イ 本事案が設置許可の取消しにつながるものであるか否かについての更田委員長の見解
  - ウ 4月14日付けで原子力規制委員会から東京電力に発出された命令書に原子炉等規制法違反と明記していない理由
  - エ 同命令書に対し東京電力として不服審査請求を行う考えの有無
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所の処理水関係
  - ア 多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針からWHOの飲料水水質ガイドラインに言及した部分を削除する必要性
  - イ 東京電力福島第一原子力発電所からの排水と他の原子力発電所からの排水との共通点及び相違点
  - ウ WHOの飲料水水質ガイドラインが事故を起こした原子力発電施設の水を想定して作られたものであるか否かについての経済産業省の見解
  - エ 処理水等の実態関係
    - a タンクの中に貯められた処理水中のトリチウム以外の放射能の総量及び核種の種類
    - b タンク以外の敷地内にある処理前の汚染水中のトリチウムの総量並びにトリチウム以外の放射能の総量及び核種の種類
    - c 日々行われる水の注入によって新たに発生しているトリチウムの年間の総量

### 江田康幸君（公明）

- (1) 我が国の気候変動対策の国際発信についての小泉環境大臣の意気込み
- (2) 2030年の再生可能エネルギー比率とエネルギー基本計画の見直しの検討状況
- (3) グリーン成長戦略の更なる具体化の進め方
- (4) 公明党が提案した行動変容に取り組む国民へのポイント還元制度「グリーンポイント制度」の検討の見通し及び住宅や移動分野における脱炭素化への取組の更なる加速化に向けた取組方針

- (5) 地域の脱炭素化に向けた取組関係
  - ア 再生可能エネルギーのポテンシャルの具体的推計方法
  - イ 都道府県や市町村に意欲的な再生可能エネルギーの導入目標の設定を促すための方策
  - ウ 地域の脱炭素化促進区域の設定に向けた市町村への支援策及び認定事業への支援策
  - エ 経済産業省の再生可能エネルギー促進政策と地域脱炭素化促進事業との連携の重要性に対する経済産業省の見解
- (6) カーボンプライシングの必要性と導入に向けた小泉環境大臣の意気込み

#### 田村貴昭君（共産）

- (1) 基本理念関係
  - ア 本改正案に2050年までの脱炭素社会の実現を目標として規定しなかった理由
  - イ 2050年までの脱炭素社会の実現が達成しなければならない目標であることの確認
  - ウ 我が国が1.5℃目標達成のためオーバーシュートをしなない又は限られたオーバーシュートにとどめる努力をする意思があることの確認
- (2) 地域への再生可能エネルギー導入事業関係
  - ア メガソーラーや大規模風力発電事業に関し地域でトラブルが発生している原因
  - イ 環境影響評価法に基づき風力発電事業に対して厳しい内容の環境大臣意見が提出された件数
  - ウ 住民合意のない事業計画については再生可能エネルギー導入の障害になるとの考えに対する小泉環境大臣の見解
  - エ 地域住民との合意形成に本改正案が果たす役割
  - オ 本改正案で促進区域だけでなく保全区域についても定める必要性
  - カ 本改正案に基づき地方公共団体実行計画に保全区域を定めること又は参考として保全すべき区域を記載することの可否
  - キ 環境影響評価法の配慮書手続の意義及び本改正案において地域脱炭素化促進事業の認定事業を行う事業者について法に基づく配慮書手続を省略した理由
  - ク 促進区域の設定に当たって配慮書手続と同等以上の環境保全上の配慮を担保する方法
  - ケ 本改正案が再生可能エネルギー発電事業者に対し立地に係る事業リスクを適切に認識させる効果

#### 森夏枝君（維新）

- (1) 2050年カーボンニュートラル宣言に対する国民の認知度についての小泉環境大臣の認識及び同宣言の国民への周知に向けた今後の取組
- (2) ゼロカーボンシティ宣言を移行に移し結果を出していくための今後の取組
- (3) 環境省が推奨する「m o t t E C O（モッテコ）」による食品ロス削減の取組状況
- (4) 国際連合世界食糧計画（UNWFP）の活動に対する小泉環境大臣の認識及び評価並びに地球温暖化対策としてUNWFPの活動を周知することが食品ロス削減の意識改革につながるのと考えるに対する小泉環境大臣の見解
- (5) 再生可能エネルギーの普及に向けた今後の取組
- (6) レジ袋有料化により得られた効果及び課題
- (7) 脱炭素社会の実現に向けて国民と民間企業の行動変容を促すための環境省の具体的な取組内容
- (8) 脱炭素社会の実現に向けた小泉環境大臣の意気込み